

「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性」の概要について

○滋賀県の公共関与により産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」を設置(平成20年10月開業)。

○センターは令和5年10月に埋立期間が終了予定であることから、今後の県内産業廃棄物の最終処分の方向性を示そうとするもの。

1. 産業廃棄物最終処分方向性検討事業(H30年度)

検討に際しては、県内産業廃棄物の発生量や近隣最終処分場の動向等について、状況把握と将来予測を行うとともに、懇話会を設置し、有識者の意見を聴取。

検討内容

(1)現状および課題等の把握

- ・排出量・最終処分量の減少、今後も微減の見込み
- ・不適正処理案件の大幅な減少、今後も減少の見込み
- ・採算確保の困難さ
- ・候補地の選定・確保の困難さ

等

(2)今後の方向性の案

ア 県が関与した管理型最終処分場を整備するモデル

- 1-1 現在と同様に公共関与の度合いが高い最終処分場を整備するモデル
1-2 現在よりも公共関与の度合いが低い最終処分場(PFI等)を整備するモデル

メリット

- ・安定した処理の継続

等

課題

- ・埋立量・採算性の確保が困難なおそれ
- ・整備費用等の県負担が大きい
- ・候補地の確保・選定が困難

イ 県が関与した管理型最終処分場を整備しないモデル

- 2-1 先端的なリサイクル等を行う事業者を支援するモデル
2-2 民間による最終処分場の整備・運営を支援するモデル

メリット

- ・民間主導で、3Rの推進等が効率的に進む
- ・県の費用負担が少ない

等

課題

- ・事業者への適切な情報提供が必要
- ・県外へ搬出する場合の事業者側の事務手続、許可の問題

**→ 2-1は既に行っている施策の拡充であることから、実現性が高い
2-1以外は現時点では実現性が低い**

2. 関係者との意見交換(R1年度)

主な意見

- ①「企業誘致や企業活動等のため、県内に処分場があった方がよい」との意見
※ただし、民間による整備も含めたものが多かった。
- ②「民間単独での設置の困難さ等の理由により、行政が対応する方がよい」との意見
※ただし、必ずしも公共関与が必要であるとの意見はなかった。
- ③公共関与による管理型最終処分場の設置の実現性は低いとする前年度の検討事業の結果を理解する意見
○廃プラスチックの問題(海外でのプラスチックごみの受入規制による国内での滞留)の影響を懸念する意見もあった。

3. 今後の方向性

(1)県が関与した管理型最終処分場の新たな整備は行わない。

- ①整備にあたっての課題が多く、実現性が低い。(H30年度検討事業より)
 - ・排出量の動向や不適正処理の減少など公共関与が必要とされてきた事情の変化。
 - ・埋立量・採算性の確保、候補地の選定・確保、整備費用の県負担等の課題。

②平成30年度の検討結果を踏まえ意見交換した結果、下記のとおり整備しないことはやむを得ないと考えられる。

- ・県内に最終処分場が必要であるとする意見もあったものの、必ずしも公共関与が必要であるとの意見ではないため、民間による様々な対応も考えられる。
- ・廃プラ問題を懸念する意見については、最終処分ではなくリサイクル等を推進。

(2)先端的なリサイクル等を行う事業者の支援、県内の排出事業者の最終処分に対する支援など、(1)に伴う事業者の具体的な支援策を、関係者の意見も聴きながら、センターの埋立終了を控えた令和4年度までを目途に検討

(3)民間事業者による管理型処分場の整備が今後計画された場合は、内容に応じ、県としても情報提供・助言等の必要な支援を実施